

証券投資信託の信託終了のお知らせ

「野村世界好分散投信」(以下「ファンド」といいます。)につきまして、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条および第 20 条ならびにファンドの投資信託約款第 43 条に規定する手続きに基づいて、信託終了日を繰上げ、平成 25 年 12 月 20 日をもって信託を終了(繰上償還)することに関して、平成 25 年 10 月 30 日に書面決議を実施いたしました。

書面決議の結果、ファンドについて、賛成受益者の数が受益者確定日(平成 25 年 9 月 13 日)現在の受益者総数の 2 分の 1 以上であって、かつ、賛成受益者の受益権の合計口数が、当該受益者確定日現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上となったので、平成 25 年 11 月 7 日にファンドの投資信託契約の解約の届出を行ない、平成 25 年 12 月 20 日をもって信託を終了いたします。なお、償還価額は、平成 25 年 12 月 20 日の基準価額となります。

以上

平成 25 年 11 月 7 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社